

東京大学 FSI 債
ソーシャルボンド・フレームワーク

令和3年11月9日

I. はじめに

1. 東京大学憲章について

国立大学法人東京大学（以下、「東京大学」）は、1877年に国内最初の大学として創立され、日本の近代国家建設の歩みに貢献しつつ学術を先導してきた。2003年には、自律的環境下での裁量拡大が図られた法人化を見据え、東京大学憲章を制定し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指すことを決意した。

東京大学は、東京大学憲章において、学術の基本目標について、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることと定めた。同時に、研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努めるとした。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流していく。

大学運営に当たっては、国民から付託された資源を、計画的かつ適切に活用することによって、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させ、その成果を社会へ還元すること、公正で透明な意思決定による財務計画の下で、教育・研究環境ならびに学術情報および医療提供の体制の整備を図ることを基本目標としている。そのために必要な基盤的経費および施設整備の維持拡充を可能とする経費を、適正に管理し、かつ最大限有効に活用するとともに、大学の本来の使命に背馳しない限りにおいて、特定の教育・研究上の必要に応じて、国、公共団体、民間企業および個人からの外部資金を積極的に受け入れていく。

2. 東京大学ビジョン 2020 及び指定国立大学法人構想について

2015年6月、文部科学大臣は厳しい国家財政を背景に、経営的視点で大学運営を行うこと、運営費交付金依存の体質から脱却すること等が記載された「国立大学経営力戦略」を提示した。それを受け、東京大学は同年10月に「東京大学ビジョン 2020」を、2017年6月には「指定国立大学法人構想調書」を作成・公表し、真の「経営体」に向けて様々な改革を打ち出した。「経営体」になるとは、大学が価値を有する知識や資源を生み出し、その対価として多様な形の資金を得ることができる組織へと生まれ変わることである。

「東京大学ビジョン 2020」は、2020年度に至る五神前総長の任期中における行動指針である。東京大学が「知の協創の世界拠点」としての使命を担うための基本理念として「卓越性と多様性の相互連環」を掲げ、研究・教育・社会連携・運営の4つの「ビジョン」及びそれを実現するための「アクション」で構成される。東京大学の多様な知の蓄積や人材ネットワークを最大限に活用することで、ものづくり力や基礎学力などの日本の強みを活かし、知識集約型社会への転換を主導していく機能の強化を図った。

国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 28 年法第 38 号）による指定国立大学法人制度の創設にあたり、東京大学はその構想策定プロセスを契機として東京大学ビジョン 2020 を拡張するため申請を行い、2017 年 6 月 30 日付で文部科学大臣の指定を受けた。構想の主題は、国際連合による SDGs（Sustainable Development Goals）を活用し、地球と人類社会の未来に貢献することである。学内外の多様な人々の協働でより良い社会に向けた駆動力を生み出していくには、共感性の高い社会・経済のビジョンが必要であり、東京大学はそのビジョンとして SDGs を活用することとした。

2017 年 7 月には、指定国立大学法人の構想を実現する司令塔として、総長を本部長とする未来社会協創推進本部（FSI）を設置した。FSI は、SDGs を活用して共通の未来社会ビジョンを学内外で広げるとともに、学際融合分野・新分野の創出、キャンパスのグローバル化、多様なセクターとの協働などを効果的に推進する新たな仕組みである。SDGs に基づき学内の研究・教育活動を可視化する FSI の登録プロジェクト制度では、2021 年 10 月 1 日現在で登録数が 209 プロジェクトとなっている。

3. 国立大学法人法施行令の改正について

東京大学は、真の「経営体」となるべく様々な改革を進めている。一方、国立大学法人を支える法制度は旧態依然としており、それに加えて運営費交付金の削減が進んだこと等により、国立大学の国際競争力の喪失が生じてきている。

こうした現状を改善すべく、2020 年の文部科学省における「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」にて、委員の 1 人である五神前総長は、社会変革の原動力である国立大学の経営裁量の自由度を高め、機能を拡張する手段の一つとして、国立大学法人の長期借入・債券発行に係る要件緩和を主張してきた。長期借入・債券発行の対象事業について、直接的な収入が確実に見込める事業に加え、国立大学における世界最高水準の教育研究機能を飛躍的に向上させるために必要な、大学全体の収入で償還できる見込みのある土地等の取得にまで広げるべきとした。

その結果、2020 年 6 月に「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」が公布・施行され、同施行令第八条第四号の新設により、長期借入・債券発行に係る要件が緩和されるに至った。

4. 「UTokyo Compass」について

UTokyo Compass「多様性の海へ：対話が創造する未来」は、2021 年度に藤井総長のもとで打ち出された東京大学が目指すべき理念や方向性をめぐる基本方針である。「知をきわめる」「人をはぐむ」「場をつくる」という多元的な 3 つの視点（Perspective）を基本理念に掲げ、3 つの視点と「自律的で創造的な経営力の確立」の観点から 20 の目標とそれらに関連付けられた行動計画を定める。真摯な対話の実践を通じて、より良い未来社会を実現すべく学知を創出し、幅広い社会との協創を生み出すことを目指している。

II. ソーシャルボンド・フレームワーク

東京大学は、学術研究インフラであるキャンパス等の改修・更新及び先端的な教育研究環境の整備に必要な資金をソーシャルボンドによって調達することを目的に、ソーシャルボンド・フレームワーク（以下、「本フレームワーク」）を策定した。資金充当プロジェクトの実施により、知識集約型社会への変革を担い、日本の高等教育・研究を一層牽引し、ひいてはその研究成果を広く社会に還元することを企図している。

本フレームワークは、国際資本市場協会（ICMA）の定めるソーシャルボンド原則（SBP）（2021）に適合しており、以下の4つの柱について定めている。

1. 調達資金の使途

ソーシャルボンドで調達した資金は、以下の適格クライテリアを満たす新規のプロジェクトに充当することを想定している。

- 知識集約型社会及びSDGsに資する教育・研究に係る投資であること。
- 2020年の「国立大学法人法施行令の一部を改正する政令」で新設された同施行令第八条第四号に該当するもの。
- 東京大学のFSI構想から導き出された「東京大学FSI事業」として特定されたもの。

（事業概要）

「東京大学FSI事業」は、東京大学憲章に示した「世界の公共性に奉仕する大学」としての使命を踏まえ、地球と人類社会の未来への貢献に向けた協創を効果的に推進することを目的として実施するものである。

（事業内容）

東京大学の行動指針である「UTokyo Compass」に示された、世界最高水準の教育・研究を目指す総合大学として、知の接続機能をもつ拠点としての役割を果たすための先端的研究施設設備の整備、および未来を築く卓越した人材を輩出し、全ての構成員が安心して活動できる多様性と包摂性を合わせた「誰もが来たくなる大学」にふさわしいキャンパス実現に向けた環境整備を推進する。

東京大学の国立大学法人法施行令第八条第四号を活用した資金調達は、国立大学法人としての財源多様化を意味し、経営裁量の自由度を高め、教育・研究機能の向上につながる。この観点も踏まえ、適格プロジェクトが社会的便益をもたらす対象となる人々は、東京大学の研究者及び学生に加え、東京大学が行う研究の成果によって実現するSDGs達成への貢献によって裨益する人々とする。

適格プロジェクト実施に際しては、環境及び社会への負の影響を特定し、必要に応じて緩和、管理を行う。

SBPにおけるプロジェクト分類は、必要不可欠なサービスへのアクセス（教育）を想定している。
また、SDGsの以下の目標・ターゲットと整合的である。

【目標 4】

すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

ターゲット 4.3

2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。

【目標 9】

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

ターゲット 9.5

2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。

さらに、2020年より発行している「東京大学FSI債」は、SDGs全般への貢献を企図している。

2. 選定基準とプロセス

ソーシャル適格プロジェクトは、FSIが候補プロジェクトを選定し、当該案について予算委員会、経営協議会で審議の後、役員会で議決を行う。

対象プロジェクトの選定にあたっては、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たしているか否かを確認する。特に環境及び社会への負の影響について、以下の点に考慮して影響を緩和・管理する。

東京大学の資金使途は、教育・研究施設の建設、建物の改修等を主としており、深刻な環境・社会への負の影響は想定されない。ただし、建設・改修工事等の実施に際しては、その安全な実施に努め、労働者の安全管理について、施工業者に必要な配慮を求めることとする。

3. 資金管理

ソーシャルボンドによる調達資金は、東京大学の財務会計システムにより入出金管理を行う。入出金は対象部署の財務担当者がシステムに入力し、経理責任者が承認する体制である。また、ソーシャルボンドによる資金充当状況に係る帳簿は、財務会計システムより年に一回出力した上で永年保管の予定である。

東京大学においては、各部署における月次の財務状況を経理責任者から財務部長に報告している。また、ソーシャルボンドの入出金を含む財務状況全般について、年に一度、監査法人による会計

監査を受けることとなっている。

ソーシャルボンドによる調達資金の未充当金は、現金または現金同等物にて管理・運用する予定である。ソーシャルボンドの充当対象施設が火災等災害により滅失した場合は、保険金により当該設備を復旧の予定である。

4. レポーティング

東京大学は、以下のレポーティングを実施する。

(1) 資金の充当状況に係るレポーティング

ソーシャルボンドにより調達した資金の充当状況について、以下を開示予定である。

- ① 充当したプロジェクトのリスト
- ② 充当金額
- ③ 未充当残高（償還までの間に資金充当対象設備を売却し再充当の必要がある場合を含む）

資金充当状況については、東京大学のウェブサイトにて資金充当完了まで年次で投資家等へ開示予定である。

(2) インパクト・レポーティング

東京大学は、ソーシャルボンドにより実現する事業のインパクトを測定する重要指標（Key Performance Indicators）として、以下の項目を特定した。

<アウトプット指標>

- ・対象となるプロジェクトにおいて取得した土地、設置・整備した施設、設置した設備

<アウトカム指標>

- ・ソーシャルプロジェクトに関与する研究者数及び学生数
- ・ソーシャルプロジェクトに係る学術論文数及び単位取得数

<インパクト（定性目標）>

- ・知識集約型社会及びSDGsへの貢献

上記指標を含むインパクト・レポーティングとして、東京大学は事業報告書及びウェブサイトで、その研究活動内容等を年に一回公表する予定である。

以上